

発行総額

6600万円

2020

いちのみや地域応援券

取扱店募集のお知らせ!

お店の方へのご案内です。

一宮町商工会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が町民生活および町内事業者の経営に大きな影響を与えていることから、地域における消費喚起をおこない、地域経済の活性化を図ることを目的とした、いちのみや地域応援券事業を実施します。

取り扱いを希望される事業所は、**取扱店の登録が必要**となります。下記内容をご確認の上、商工会までお申し込み下さい。(昨年度までに申し込みをされたことがある事業所は、電話、FAXでも受け付けます。)

●取扱店参加資格

一宮町内(以下「町内」という。)に事業所を有する小売店・飲食店・サービス業・建築業などの事業者。(町内の店舗に限る)大型店(概ね店舗面積が500㎡以上)につきましては、一宮町商工会への加入が条件となります。

●注意事項

- ・小売業は店舗面積で大型店(概ね500㎡以上)と一般商店(概ね500㎡未満)に分類されます。「大型店・一般商店共通券」と「一般商店専用券」があり大型店では「共通券」のみ使用できます。
- ・原則として、千葉銀行一宮支店・房総信用組合一宮支店の口座が必要です。

●申し込み方法

登録申請費用・換金、振込手数料なし

①2016年～2019年にお買物券に登録された方は、TELまたはFAX連絡でOKです。FAXの場合はこの用紙を使用して事業所名をご記入のうえ送信してください。

②新規の方は下記の必要書類を用意して商工会窓口までおいでください。

取扱店登録申請書に必要事項を記入の上、**一宮町商工会へ直接提出**してください。(登録申請書は商工会窓口にもあります。)複数の店舗がある場合は、個別の店舗ごとに申込みをしてください。

※「取扱店登録申請書」は下記(一宮町商工会ホームページ)よりダウンロードできるほか、一宮町商工会でも入手できます。

(申込時必要書類) ※商工会に加入されている事業者は、「2. 事業所実態確認書類」は不要です。

1. 通帳または、通帳見開きのコピー(送金口座名義の確認のため必要となります。)

2. 事業所実態確認書類(※商工会に加入されている事業者は不要です。)

法人: 法人履歴事項全部証明書または、確定申告書の表紙の写し 個人: 確定申告書の写しまたは、開業届の写し

※確定申告書は税務署受付印のあるもの、電子申告の場合はメール返信文書(メール詳細)を添付してください。(いずれも写し)

<http://一宮町商工会.com> 「取扱店登録申請書」及び「取扱店募集要項」は商工会ホームページまたは、商工会にご用意しております。

●申込期間

いちのみや地域応援券は、10月中旬頃、町民1人あたり5000円(10枚)分が郵送にて配布され、発行総額は、約**6600**万円となる予定です。券の使用期限は令和3年1月31日までです。

令和2年9月14日(月)まで 9:00～16:00 ※土日、祝日を除く

※9月15日以降も申し込みを受け付けますが、応援券発送時に同封する「取扱店一覧」に掲載できませんので、ご注意ください。

いちのみや地域応援券取扱店に登録します

事業所名

住所

電話

連絡先

TEL **0475-42-3089**

FAX **0475-42-5629**

一宮町商工会

mail: info@1miya-chiba.com

